



グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るドキュメンテーション上の留意点について

執筆者: 掘越 秀郎、鶴岡 勇誠

本年 3 月に環境省より「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」(以下「**環境省 GL**」といいます)が公表され^[1]、本年 5 月には、諸外国におけるローンマーケットの業界団体である LMA、LSTA 及び APLMA の連名にて、環境省 GL のベースとなった Green Loan Principles(以下「**GLP**」といいます)及び Sustainability Linked Loan Principles(以下「**SLLP**」といいます)に関する Guidance が公表^[2]されています^[3]。また、例えば、株式会社三菱 UFJ 銀行による「ESG 経営支援ローン」^[4]、本年 3 月の株式会社みずほ銀行による Indorama Ventures Public Company Limited へのサステナビリティ・リンク・ローン^[5]、本年 4 月の株式会社三井住友銀行による Macquarie Group Limited へのグリーンローン^[6]等、本邦金融機関においても、具体的な取り組みが始まっています。

環境省 GL や、そのベースとなった GLP・SLLP は、自主的なガイドラインであって、法的拘束力を有しない^[7]ものの、GLP・SLLP は、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン(以下「**グリーンローン等**」といいます)の市場において国際的に広く認知されているものです。また、環境省 GL は、そのような「GLP 及び SLLP との整合性に配慮しつつ」、グリーンローン等に関する「具体

¹ <http://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

² <https://www.lma.eu.com/news-publications/press-releases?id=176>

³ なお、EU Green Bond Standard に関するものですが、本年 3 月には、その Usability Guide(以下「**EUGBS ガイド**」といいます)が公表されています(https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/200309-sustainable-finance-teg-green-bond-standard-usability-guide_en.pdf)。

⁴ https://www.bk.mufj.jp/houjin/info/pdf/esg_seiyaku.pdf

⁵ https://www.mizuhobank.com/company/release/20200316release_eng.html

⁶ https://www.smbc.co.jp/news_e/pdf/e20200416_02.pdf

⁷ 環境省 GL 第 1 章 4 並びに GLP の“Introduction”及び SLLP の“Introduction”参照。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示す」ものです^[8]。そのため、実際にグリーンローン等に取り組むに際しては、実務上、環境省 GL や GLP・SLLP(以下「環境省 GL 等」といいます)を踏まえることになり、関連するドキュメンテーションに際しては、それらで示されている原則等をどのように織り込むかの検討が必要になります。

そこで、本稿では、環境省 GL 等や弊職らの経験を踏まえて、グリーンローン等について、そのドキュメンテーションにおいてどのような考慮が必要になり得るか、若干の考察をします。なお、現状、グリーンローン等に係る契約については、その多様性もあり、雛形・様式のようなものは諸団体等からも公表されていません^[9]。環境省 GL 等で示された原則・留意点等をどこまで契約書上の規律に落とし込むかを含め^[10]、個別具体的な案件毎の特性や商品性^[11]を踏まえて検討する必要があり、以下は、あくまでも一例に過ぎないことにご留意下さい。

1. グリーンローンについて

グリーンローンとは、「企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられる融資」であり^[12]、以下の 4 点が中核的な要素とされ^[13]、後述するサステナビリティ・リンク・ローンとの対比では、その調達資金がグリーンプロジェクトに充当されることが大きな特徴になります。

- ① 調達資金の使途
- ② プロジェクトの評価及び選定のプロセス
- ③ 調達資金の管理
- ④ レポーティング

環境省 GL 等で示された原則をドキュメンテーションに落とし込む方法は種々あり得るものの、以下では、借入人において一定の指針(いわゆるグリーンローンフレームワーク(以下「GL フレームワーク」といいます))を作成し、ローン契約上それをリファーする形で(コーポレートローンベースの)グリーンローンを実施するケースを前提に検討します^[14]。

(1) 資金使途

a. ローン契約上の資金使途の記載

ローン契約上の資金使途の条項においては、調達資金がグリーンプロジェクトに充当される旨を規定することになります。が、①充当先となる個別のグリーンプロジェクトがローン契約締結時点で具体的に確定している場合には、当該プロジェクトを明示することが直截です^[15]。

⁸ 環境省 GL 第 1 章 1。

⁹ なお、EU Green Bond Standard についてですが、EUGBS ガイドの Annex2 及び 3 において、“EU Green Bond Framework Template”や“Reporting Template”が公表されています。

¹⁰ なお、金融商品取引法等に基づく充実した情報開示及びその違反に対するエンフォースメントが存する社債と、相対での交渉・契約を通じて実施されるローンでは、環境省 GL 等で示された原則をドキュメンテーションに落とし込む方法も、自ずから相違があり得るところです。

¹¹ グリーンボンドについては、その償還原資等の相違に応じて、①Standard Green Use of Proceeds Bond、②Green Revenue Bond、③Green Project Bond 及び④Green Securitised Bond の 4 種類があるとされます(環境省による「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」第 2 章 1.)。グリーンローン等においても、資金の借り手の信用力に依拠するコーポレートローンから、その返済原資を特定のプロジェクトやアセット等に限定したノンリコースローンまで、また、その仕組みもシンプルなものから、信託や SPC(特別目的会社)を利用する複雑なものまで、幅広い商品性があり得ます。

¹² 環境省 GL 第 2 章第 1 節 1。

¹³ 環境省 GL 第 1 章 3.(1)。なお、GLP においても、環境省 GL と同じ 4 つの要素が中核的要素(core components)として挙げられています。

¹⁴ GL フレームワークを作成せずに、ローン契約等に各種事項を定めることでグリーンローンを実施することも可能です。

¹⁵ 「調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい」とされています(環境省 GL 第 2 章第 2 節 1.⑤)。なお、充当先として想定されるグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合であっても、柔軟性を確保する観点から、(借入人の信用力に依拠するコーポレートローンであることを前提として)①当該具体的に確定しているプロジェクトの他、②借入人の GL フレームワークに従って適式に選定されたグリーンプロジェクトへの充当も可能とすることも考えられます。

他方、②ローン契約締結時点で充当先となる個別のグリーンプロジェクトが確定していない場合、例えば、一般事業者、地方自治体等が自らの一定の事業区分に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンローンを調達する場合や、金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合(いわゆる 2 ステップローン)等もあります^[16]。そのような場合には、充当すべきグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準・プロセスを借入人の GL フレームワークに規定することを前提に、当該 GL フレームワークに従って選定される(又は選定された^[17])プロジェクトへの充当を、ローン契約上の資金用途とすることが考えられます。

b. GL フレームワークにおける資金用途の記載

借入人の GL フレームワークにおける資金用途の記載としては、例えば、以下のような点について、記載することが考えられます。

- ① 充当対象となるプロジェクトの種類・詳細: 「風力発電事業のための設備建設」、「バイオマス発電事業に係る融資」等のように、一定の事業区分を示して行うべきとされます^{[18][19]}。
- ② グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対してネガティブな効果も持つ場合には、そのネガティブな効果の評価や対応の考え方等(例えば、環境に対するネガティブな効果を排除するための要件を設定する等^[20])
- ③ グリーンローンによる調達資金をグリーンプロジェクトのリファイナンス資金に充当する場合には、例えば、以下の事項^[21]: リファイナンス資金への充当は、既に開始されているグリーンプロジェクトの維持という効果を有する一方で、既に開始されているプロジェクトに対するものであり、新規のグリーンプロジェクトへの融資とは環境上の意義が異なるとされています^[22]。かかる観点から、どのようなプロジェクトがリファイナンスの対象になり得るのかを明らかにすることが考えられます。
 - ・ リファイナンスに充当される概算額(又は割合)
 - ・ リファイナンス対象となるグリーンプロジェクト(又は事業区分)
 - ・ リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間(ルックバック期間)^[23]

(2) ファシリティの種類・ドローダウンメカニズム

グリーンローンは、一括実行型のタームローンの他、分割実行型のタームローンや、コミットメントライン(リボルビング・ファシリティと言われることもあります)により実行することも可能です。

借入人において、一つ又は複数のグリーンプロジェクトに対して複数回に分けて資金充当するような場合、実際に資金需要が生じた段階でグリーンローンを実行することで、その調達資金がグリーンプロジェクトに充当されることをより確保し易いということが

¹⁶ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 2.③参照。

¹⁷ (ローンは社債よりも柔軟な運用に馴染み易いという特性を活かし、グリーンローンの調達資金がグリーンプロジェクトに充当されることをより確保する観点から、)充当先となるグリーンプロジェクトが具体的に確定した段階、かつ、充当する金額を限度として、グリーンローンの引き出しを認める仕組みとすることも考えられます。

¹⁸ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 1.⑤。

¹⁹ なお、該当しないものを明記することも考えられます。例えば、Macquarie Group の Green Finance Framework (<https://static.macquarie.com/dafiles/Internet/mgl/global/shared/about/investors/debt-investors/macquarie-green-finance-framework.pdf?v=3>) の 3.1 項では、Fossil fuel、Nuclear 及び Biomass suitable for food production に直接的に関係している産業・技術が除外される旨が明記されています。

²⁰ 例えば、「一定規模以上の水力発電は(土地改変などのネガティブな影響が懸念されるため)対象にしない」(環境省 GL 第 2 章第 2 節 2.⑦参照)等。

²¹ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 1.⑦。

²² 環境省 GL 第 2 章第 2 節 1.⑦。

²³ 例えば、前掲・脚注 19 記載の Macquarie Group の Green Finance Framework では、ルックバック期間は、典型的には 3 年間であるものの、限定的に例外があり得るとされています(同 Framework の脚注 3)。

できます。そこで、そのような場合には、分割実行型とすることも考えられ(脚注 17 も参照)、さらに、より手堅くする観点からは、ドローダウンに際して、GLフレームワークに従い充当すべきグリーンプロジェクトが具体的に確定したことや、具体的な資金需要が生じたことについて、借入人において一定の証憑の提出や、表明保証を要する仕組みとすることも考えられます。

また、コミットメントラインについては、借入金を返済した場合に借入枠が復活し、ローン期間中に繰り返し借入れを行うことが可能であるため、資金使途確認の必要性・重要性が増すという面があります。かかる観点からは、例えば、コミットメントラインの引出しに際して、具体的な資金使途の証憑等を提出する義務を借入人に課すこと等も考えられます^[24]。また、コミットメントラインについて、一般的な運転資金での利用と、グリーンプロジェクトへの充当の双方が想定される場合には、両者のトランシェを分けて、二つのコミットメントラインを設定することが簡明と思われ^[25]。

(3) 資金管理

前述のとおり、グリーンローンにおいては、その資金使途が重要であり、グリーンローンによる調達資金がグリーンプロジェクトに充当されることにつき、追跡管理を行う必要があります^[26]。また、前述した 2 ステップローンのような事例(金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合)については、グリーンローンの調達資金をもとに行った融資の返済金についても考慮が必要になります。かかる観点から、借入人のGLフレームワークには、例えば、以下のような事項について規定することが考えられ、また、ローン契約上、GLフレームワークに従った資金管理を行う旨の義務を課すことも考えられます。

- ① 調達資金の追跡管理の方法：(a)グリーンローンにより調達した資金を特定の専用口座で管理する方法、(b)口座自体は分けて、一般の資金等も入っている口座で管理するものの、会計上区別された勘定を設けて管理する方法、(c)口座も勘定も分けて、社内システム等により計算で管理する方法等があり得ます^[27]。
- ② 未充当資金の運用方法：グリーンローンによる調達資金が実際にグリーンプロジェクトに充当されるまでの間における、未充当資金の取扱い^[28]を記載することが考えられます^[29]。
- ③ 返済金の取扱い：前述した 2 ステップローンのような事例等においては、充当先のグリーンプロジェクトからの回収金があることから、当該回収金を別途のグリーンプロジェクトに充当する方針(未充当である間における運用方法を含みます)等について記載することが考えられます^[30]。

(4) 貸付実行前提条件

借入人の GL フレームワークをリファーする形でグリーンローンを組成する場合、当該 GL フレームワーク(の写し)の提出を貸付実行前提条件の一つとすることが考えられます。

また、借入人の GL フレームワークにおける自らの対応については、「客観的評価が必要と判断する場合には、必要に応じ、外

²⁴ なお、Guidance on Green Loan Principles(以下「GLP Guidance」といいます)3A.IIも参照。

²⁵ グリーントランシェと一般の運転資金のトランシェの利率を異なるものとする場合には、コミットメントラインのうち異なる利率が適用される部分を明確にする観点からも、トランシェ分けすることが簡明です。

²⁶ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 3.①。

²⁷ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 3.③。

²⁸ グリーンボンドに関する記載ですが、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」第 3 章 3.⑧では、未充当資金は、「現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい」とされています。

²⁹ 未充当資金について、グリーンプロジェクトに一定期間充当されない場合や、充当されないことが確定した場合には、グリーンローンの強制期限前弁済に充当する仕組みとすることも考えられます。

³⁰ なお、Bank of the Philippine Islands の Green Finance Framework(https://www.bpiexpressonline.com/media/uploads/5d24332e21bee_BPI_Green_Finance_Framework.pdf)では、“We will allocate an amount equal to the net proceeds to projects that comply with the Eligibility Criteria as soon as reasonably practicable, reallocating to replacement projects in the event that a previously allocated project is sold, paid in full, or no longer eligible”として、(2 ステップローンの場合における)返済金の他にも、プロジェクトの売却金や適格でなくなった場合についても、別途のグリーンプロジェクトに充当するとされています。

部機関によるレビューを活用することが望ましい」とされます^[31]。そこで、そのような外部機関によるレビュー等を取得する場合には、当該レビューの取得(を証する書面の提出)を貸付実行前提条件として規定することも考えられます。

(5) 表明保証

下記(6)で言及する借入人の貸付人に対する報告(レポート)について、借入人の表明保証等により、その正確性を担保することが考えられます^[32]。

(6) コベンツ

個別の案件に応じて様々なコベンツが考えられますが、借入人の GL フレームワークをリファーする形でグリーンローンを組成する場合、その内容は貸付人の利害にも関係することから、例えば、ローン期間中、貸付人の承諾(但し、不合理拒絶不可)なく GL フレームワークを変更しない義務を課すことや、あるいは、GL フレームワークのアップデートがあり得ることを踏まえて、(多数)貸付人が合理的に満足する外部機関のレビューを経た変更については許容する仕組みとすること等も考えられます。

また、グリーンローンによる全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも 1 年に 1 回、さらに、その後も大きな状況の変化があった場合(例えば、資金使途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェクトにおける重大な事故等)、GL フレームワークに従って貸付人に報告を行う^[33]義務を課すことが考えられます^[34]。かかる報告の内容としては、例えば、以下があり得ます^[35]。

- ・ 調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト^[36]
- ・ 各グリーンプロジェクトの概要(進捗状況を含む)
- ・ 各グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ・ 各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果
- ・ 未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期
- ・ リファイナンス資金として利用した場合には、調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(又は割合)や、リファイナンスに充当されたグリーンプロジェクト(又は事業区分)

なお、グリーンローンによる調達資金がグリーンプロジェクトに充当されることを確保される観点から、企図される資金使途にグリーンローンの調達資金を利用したことを示す証憑を(貸付人が要請した場合には)提出する義務を借入人に課すことも考えられます。また、グリーンローンとしての性質を確保・強化する観点から、調達した資金を用いて対象となるグリーンプロジェクトを適正に遂行する義務や、対象となるグリーンプロジェクトのグリーン性を維持すべき(努力)義務(関連する認証等を取得・維持する義務を含みます。)等を課すことも考えられます。

上記(4)のとおり、借入人の GL フレームワークにおける自らの対応については、外部機関によるレビューを活用することが望ましいとされていますが、融資取引は、「伝統的に、貸し手と借り手の関係性に基づいており、貸し手は借り手とその活動について幅広い実質的な知識を持つ」ことから、外部機関によるレビューによらずとも、「借り手の対応について確認する借り手の内部的な専門性を確立し、その確認の有効性を実証していれば、借り手による自己評価で足りる場合もある」とされています^[37]。仮に、借入

³¹ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 5.(1)①。

³² GLP Guidance 3D.I参照。

³³ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 4.④。

³⁴ 報告対象となる情報について外部機関によるレビューを要するとする場合には、その旨をローン契約に規定することも考えられます(GLP Guidance 3B.I.b)参照)。なお、報告する際の様式について、ローン契約上で予め合意しておくことも考えられます。

³⁵ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 4.⑤及び⑥。

³⁶ あわせて、当該プロジェクトがグリーンプロジェクトとして選定された根拠等も報告事項に含める(GLP Guidance 3B.I.b)参照)ことも考えられます。

³⁷ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 5.(3)①。なお、GLP Guidance 3C.I では、貸付人が借入人についての幅広い実質的な知識を有していない場合や、内部レビューによることが適切であると貸付人が判断するに足りる専門性を借入人において示すことができない場合には、外部レビューが推奨されるとしています。

人の内部レビューによる場合には、借入人の専門性等について担保する観点から、その十分性を借入人が表明保証することや、(文書化した上で)その専門性や自己評価結果を貸付人に報告する^[38]義務を課すことも考えられます。

(7) グリーンローン関連条項への違反

何が「グリーン」違反になるのかや、その場合の取扱いについて、現状、確立した実務等はありません^[39]。もっとも、調達資金をグリーンプロジェクトに充当することがグリーンローンの中核的な要素になりますので、その点への違反は重大であり、少なくとも、そのような違反があり、治癒されなかった場合には、それ以後、当該ローンをグリーンローンと言うべきではないと思われます。個別案件によっては、かかる違反を期限の利益喪失事由と位置づけることも考えられます。

また、グリーンローンに関連する義務、例えば、上記(6)に記載したような、GL フレームワークの維持・変更に係る義務や、貸付人への報告義務に違反したような場合については、それ以後は、例えば、グリーンローンによる資金調達であること等を対外的に開示することを禁止する義務を借入人に課すことも考えられますし、義務違反に関する一般的な期限の利益喪失事由(重大な違反に限られる場合や、一定の治癒期間が設けられていることが多くあります)を通じて、期限の利益喪失事由になり得る仕組みとすることも考えられます。

他方で、グリーンローンに関連する義務に違反したことのみをもって期限の利益喪失事由としない場合には、その旨、明確化しておくことが考えられます。

2. サステナビリティ・リンク・ローンについて

サステナビリティ・リンク・ローンとは、「借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を達成することを奨励するローン」であり^[40]、以下の3点が中核的な要素とされます^[41]。

- ① サステナビリティ目標とSPTsとの関係整理
- ② 適切なSPTsの設定とサステナビリティの測定
- ③ レポートニング

例えば、借入人のESGスコアに応じて金利のスプレッドが変動するローンが、サステナビリティ・リンク・ローンの典型的なものになりますが、SPTsは、ESGスコアの改善に限らず、温室効果ガスの排出量削減やエネルギー効率の改善等種々あり得、また、連動する指標についても、金利のスプレッドに限らず、コミットメントフィーの料率や、貸付期間、貸付金額の上限額等、様々にあり得ます。グリーンローンと異なり、調達資金が特定のプロジェクト等に充当されることは必要ではなく、融資条件等を通じて、借入人のサステナビリティに関する取り組みを動機付けることが特徴になります^[42]。そのため、グリーンローンと異なり、そのドキュメンテーション上でも資金使途等に関する規律は少なく、SPTsに基づいたスプレッド等の変動メカニズムが中心的な規定になります。

(1) スプレッドの変動メカニズム

前述のとおり、借入人のサステナビリティに関する取り組みを動機付ける観点から、サステナビリティ・リンク・ローンにおいては、スプレッド等の変動メカニズムが組み込まれることがあります。金利のスプレッドが変動する場合を例にとると、適用すべきスプレッドの変更有無・タイミング等が明確かつ適切に行われるよう、ローン契約上に、例えば、以下のような点について、規定することが考えられます。

- ① スプレッド調整のトリガー(例えば、ESGスコアが●●以上等)

³⁸ 環境省 GL 第 2 章第 2 節 5.(3)②参照。

³⁹ GLP Guidance 3D.II参照。

⁴⁰ 環境省 GL 第 3 章第 1 節 1。

⁴¹ 環境省 GL 第 1 章 3.(2)。なお、SLLP では、本文記載の 3 点に、“Review”を加えた、4 つの core components があるとされています。

⁴² Guidance on Sustainability Linked Loan Principles(以下「SLLP Guidance」といいます)の 2D.参照。

- ② 当該トリガーの充足有無の確認方法(例えば、外部機関によるレポート等)
- ③ 変更後のスプレッドが適用されるタイミング(例えば、レポート提出後●営業日以後に到来する利息計算期間から等)
- ④ トリガーの充足有無を確認できなかった場合(例えば、ESG レポートが期限までに提出されなかった場合)や期限の利益喪失事由が生じた場合におけるスプレッドの取扱い
- ⑤ 当初想定していなかった事象が生じた場合(例えば、利用している外部機関による ESG の格付手法が変更された場合)の取扱い等

なお、SPTs が一定の目標値に届かなかった場合にはスプレッドが上昇する仕組みも法的には可能ですが、見ようによっては借入人のサステナビリティに関する取り組みが上手いかわからない場合に貸付人の収益が増加するという仕組みが妥当かという観点もあり、他の方法による動機付けも検討に値します。

(2) ファシリティの種類

グリーンローンと同様、サステナビリティ・リンク・ローンは、一括実行型のタームローンの他、分割実行型のタームローンや、コミットメントラインにより実行することも可能です。後二者の場合には、前述のとおり、スプレッドのみならず、コミットメントフィーの料率も、SPTs の達成度合と連動させる指標になり得ます。

(3) 貸付実行前提条件

「SPTs は客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者の意見を求めることが望ましい」とされています^[43]。外部レビューにより SPTs の適切等を確認する場合には、かかるレビューの取得(レビュー結果を記した書面の提出)を貸付実行前提条件とすることも考えられます^[44]。

(4) コベナンツ

借入人は、「SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるように、少なくとも1年に1回以上、貸し手に報告するべきである」とされます^[45]。そこで、SPTs の達成状況について、定期的(少なくとも1年に1回以上)の報告義務を規定したり、SPTs の達成状況を外部機関のレポートにより確認する場合には、当該レポートの提出義務を借入人に課すことが考えられます。さらに、場合によっては、外部機関が評価を行うために必要な情報を提出するよう、借入人に義務付けることも考えられます。SPTs の種類・内容やその達成状況を図る方法を踏まえて、借入人の報告義務の内容を定めていく必要があります。

(5) サステナビリティ・コーディネーター

サステナビリティ・コーディネーター又はサステナビリティ・ストラクチャリング・エージェントといった者を設定し^[46]、借入人との交渉をリードする案件もあります。そのような者を設定する場合には、(一般に、ローン契約上、アレンジャーやエージェントの責任等を規定するのと同様に、)サステナビリティ・コーディネーター等の責任等をローン契約に規定することが考えられます。

⁴³ 環境省 GL 第 3 章第 2 節 2.⑨。

⁴⁴ SLLP Guidance 2G.参照。

⁴⁵ 環境省 GL 第 3 章第 2 節 3.①。

⁴⁶ 環境省 GL 第 3 章第 2 節 2.②及び SLLP Guidance 3B.II.参照。

(6) SPTsの調整

(長期にわたるローン取引のケース等において)当初に設定した SPTsがローン期間中に適当でなくなることもあり得ます。そのような場合には、ローン取引の当事者は、SPTsの変更を検討する必要がある⁴⁷⁾、また、そのような場合に備えた誠実協議条項等を設けることも考えられます。

※ ※ ※

新型コロナウイルス感染症に伴う未曾有の事態を経て、S(社会)を中心に、改めて ESG の重要性が認識されており、グリーンローン等は、今後ますますその必要性が増すものと思われまます。本稿がグリーンローン等の普及の一助になれば幸いです。



ほりこし ひでお
堀越 秀郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h_horikoshi@jurists.co.jp

ストラクチャード・ファイナンス、買収ファイナンス、シンジケートローン等の国内外のファイナンス取引、バンキング、企業買収および一般企業法務を中心に取扱い、国内外の金融機関をはじめとして、さまざまな依頼者をサポートしている。



つるおか たけのぶ
鶴岡 勇誠

西村あさひ法律事務所 弁護士
t_tsuruoka@jurists.co.jp

買収ファイナンス、シンジケートローン取引、証券化、信託取引、BIS ファイナンス、LIBOR 廃止対応、これらに関連するレギュレーション対応等を中心に取扱い、金融機関の海外支店への出向経験や各種取引への豊富な関与経験を踏まえて、実務に即したアドバイスを得意とする。

⁴⁷⁾ SLLP Guidance 3D.参照。